

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JISC9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.111 箇条22 22.103 22.104 22.108 22.110	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.111 機器は、部品の故障が過剰な温度上昇を生じないような構造でなければならない。 箇条22 構造 22.103 可とう部は、電熱素子、導電性繊維及び内部配線が意図された位置に保持できるような構造でなければならない。 22.104 電熱素子又は電極を所定位置に留めている縫いが切れた場合に、その位置が大きく変化してはならない。 22.108 着脱式カバーの寸法は、可とう部の寸法より大きくななければならない。 22.110 可とう部を、過熱又は着火から保護するために組み込まれた電流ヒューズ又は温度ヒューズは、使用者による交換が可能であってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.112 箇条25 25.5 25.101	22.112 機器は、可とう部を制御するための手動操作スイッチを内蔵しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.5 着脱できない可とうコードは、Y形取付け又はZ形取付けによって、可とう部に接続しなければならない。 25.101 着脱できない可とうコードを取り付けた洗濯可能な機器のコードの長さは、可とう部への引込口とスイッチ又は制御装置との間で測定して、規定の値以上でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器には、定格入力を表示しなければならない。 PTC 特性の電熱素子をもたない敷毛布は、“折り畳んで又はしわにして使用しないこと”の図記号又はその旨を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.12	7.12 取扱説明書には、機器の連続使用に関する制御装置の適切な設定について記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.105 21.111	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.105 機器は、連続運転後、規定の温度を超えて上昇してはならない。 21.111 可とう部の電熱素子及び内部配線の絶縁物は、機器の寿命が終了するまで、十分な柔軟性及び絶縁特性を維持しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.12	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 ー この機器は、熱に無感覚な人、又は過熱に反応できない極めてぜい（脆）弱な人が使用してはならない。 ー この機器は、3歳未満の子供は、過熱に反応できないため、使用してはならない。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条22	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				22.21 箇条24 箇条30 30.1	22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 部品（第1部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条22 22.109	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.109 テーブルに置くことを意図する制御装置は、小さな物体が充電部に突き刺さる又は触れることが可能となるような底面の開口部があってはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条13 13.2	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 動作温度において可とう部の漏えい電流は、規定の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16 16.2	値以下でなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 毛布及びパッドの可とう部は、規定の試験後、可とう部の漏えい電流が、規定の値以下でなければならない。	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101 箇条29 29.1.3	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 洗濯可能な機器は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。また、空間距離又は浴面距離が、規定の値未満に減少するおそれがある水の痕跡が絶縁物上にあってはならない。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁 29.1.3 可とう部へ給電するために使用する機器用ケーブルの接合面と接触チューブとの間の空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.101 30.102	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 可とう部の外郭は、機器が導体のアークから生じる過熱を防止する手段を内蔵している場合を除き、耐火性でなければならない。 30.102 可とう部内の電熱素子、又は導電性繊維及び内部配線の絶縁物は、異常な熱及び着火に対して十分な耐性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					がなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.101 11.102	第1部の第十條に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.101 使用者に対する皮膚熱傷又は熱中症の危険なしに毛布、マットレス、又はソフトあんかを運転することが可能でなければならない。 11.102 パッドを長時間にわたって部分的に覆いをして使用している場合、パッドの表面温度が過剰になってはならない。	
第十一條 第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.1 20.2 箇条22 22.14 22.15	箇条20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。（第1部の規定による。） 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていないなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。（第1部の規定による。） 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条23 23.1 箇条25 25.9	るものは滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。(第1部の規定による。)	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.101 21.108 21.110 21.112	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.101 制御装置は規定の落下試験をした後、この規格に対する適合が損なわれるほどの損傷があってはならない。 21.108 電熱素子を接着層によって所定位置に保持する機器は、十分な機械的強度をもたなければならない。 21.110 耐湿機器の外郭は、通常の使用状態で十分な耐引裂性をもたなければならない。 21.112 PTC特性の電熱素子は、押し潰しに耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条22 22.22 22.23 22.41 箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。） 機器は、有害な放射線を発生してはならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				<p>をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条22 22.40 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.49 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.50 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>22.51 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条30 30.2.3 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条20 20.2 箇条22 22.10	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条25 25.23	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.23 相互接続コードが3本以上の導体をもつ場合、各導	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。			体の電流密度、断面積の和がそれぞれ規定の条件を満たさなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.15	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.1 機器に電源への接続手段が二つある場合は、定格入力 は、回路ごとに個別に記載しなければならない。その情報 は、単一のラベルに表示しなければならない。 7.15 着脱式カバーの表示に必要な記号は、カバーを装着 した後、外部から視認できなければならない。	
第二十条 条第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規 定によるほか、当該各号に定めるところに よる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電 気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ね る換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇 所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな い方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、 かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事 項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に 至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置 を有するものを除く。）及び電気脱水機（電 気洗濯機と一体となっているものに限り、 産業用のものを除く。） 機器本体の見やす い箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消 えない方法で、次に掲げる事項を表示する こと。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-17:2021

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-17 部：毛布、パッド、衣服及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のもの に限り、産業用のものを除く。）機器本体 の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、 容易に消えない方法で、次に掲げる事項を 表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に 至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—